

○個人情報保護委員会告示第六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四条の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十八日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
第2 用語の定義等			
<p>本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。</p>			
項番	用語	定義等	
①	[略]	[略]	[略]
②	保有個人情報報	行政機関の職員及び独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職	行政機関の職員及び独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職
項番	用語	定義等	
①	[同上]	[同上]	[同上]
②	保有個人情報報	行政機関の職員及び独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職	行政機関の職員及び独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職

	<p>員及び当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関及び独立行政法人等が保有しているものをいう。</p> <p>【行政機関個人情報保護法第2条第5項、独立行政法人等個人情報保護法第2条第5項】</p>		<p>員及び当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関及び独立行政法人等が保有しているものをいう。</p> <p>【行政機関個人情報保護法第2条第3項、独立行政法人等個人情報保護法第2条第3項】</p>
③・④	[略]	[同上]	[同上]
⑤	<p>個人情報データベース</p> <p><行政機関等> 保有個人情報を含む情報の集合物であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p>② ①に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p><地方公共団体等> 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p>	⑤	<p>個人情報データベース</p> <p><行政機関等> 保有個人情報を含む情報の集合物であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p>② ①に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p><地方公共団体等> 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p>

		<p>㉞ 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p>㉟ ㉞に掲げるもののほか、特定の個人情報 を容易に検索することができるように体系的に構成したものととして「個人情報 の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。)で定めるもの</p> <p>【番号法第2条第4項、行政機関個人情報保護法第2条第6項、独立行政法人等個人情報保護法第2条第6項、個人情報保護法第2条第4項、個人情報保護法施行令第3条】</p>			<p>㉞ 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの</p> <p>㉟ ㉞に掲げるもののほか、特定の個人情報 を容易に検索することができるように体系的に構成したものととして「個人情報 の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。)で定めるもの</p> <p>【番号法第2条第4項、行政機関個人情報保護法第2条第4項、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項、個人情報保護法第2条第2項、個人情報保護法施行令第1条】</p>
⑥～⑱	[略]	[略]	⑥～⑱	[同上]	[同上]

第3 総論

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

第3 総論

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

[略]

[ア・イ 略]

ウ 特定個人情報の提供制限等
行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は、保有個人情報について、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（行政機関個人情報保護法第8条、独立行政法人等個人情報保護法第9条）。

[同上]

[ア・イ 同上]

ウ 特定個人情報の提供制限等
行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は、保有個人情報について、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（行政機関個人情報保護法第8条、独立行政法人等個人情報保護法第9条）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、一般法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めはならない（同法第15条）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、一般法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。同法第20条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めはならない（同法第15条）。

さらに、特定個人情報の収集又は保管に
についても同様の制限を定めている（同法第
20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける
場合には、本人確認を義務付けている（同
法第16条）。

[(2)・(3) 略]

第 4 各論

第 4-1 特定個人情報の利用制限

第 4-1-1 個人番号の利用制限

さらに、特定個人情報の収集又は保管に
についても同様の制限を定めている（同法第
20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける
場合には、本人確認を義務付けている（同
法第16条）。

[(2)・(3) 同上]

第 4 各論

第 4-1 特定個人情報の利用制限

第 4-1-1 個人番号の利用制限

(関係条文) [略]	(関係条文) [同上]
1 [略]	1 [同上]
2 例外的な取扱いができる場合 [略]	2 例外的な取扱いができる場合 [同上]
a 金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項、番号法施行令 ^(注) 第10条、激甚災	a 金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項、番号法施行令 ^(注) 第10条、激甚災

<p>害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づき金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）<u> </u></p> <p>[略]</p>	<p>害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づき金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）<u> </u></p> <p>[同上]</p>
<p>(注) [略]</p>	<p>(注) [同上]</p>
<p>b [略]</p>	<p>b [同上]</p>
<p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p>	<p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p>
<p>第4-2-1 委託の取扱い</p>	<p>第4-2-1 委託の取扱い</p>

(関係条文) [略]	(関係条文) [同上]
<p data-bbox="959 237 1193 1144"> 1 委託先の監督（番号法第11条、行政機関個人情報保護法第6条、独立行政法人等個人情報保護法第7条） </p> <p data-bbox="863 282 901 450">A [略]</p> <p data-bbox="676 282 715 707">B 必要かつ適切な監督</p> <p data-bbox="296 315 619 1144"> 「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。 </p>	<p data-bbox="959 1167 1193 2074"> 1 委託先の監督（番号法第11条、行政機関個人情報保護法第6条、独立行政法人等個人情報保護法第7条） </p> <p data-bbox="863 1211 901 1424">A [同上]</p> <p data-bbox="676 1211 715 1637">B 必要かつ適切な監督</p> <p data-bbox="296 1245 619 2074"> 「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。 </p>

委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等は、委託先において、番号法に基づき当該行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。 具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用

委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等は、委託先において、番号法に基づき当該行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。 具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の

の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が
発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後
の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報
を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監
督・教育、契約内容の遵守状況について報告を
求める規定を盛り込むとともに、行政機関等及
び地方公共団体等において必要があると認める
ときは委託先に対して、実地の監査、調査等を
行うことができる規定等を盛り込まなければな
らない。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求め

禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発
生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の
特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を
取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督
・教育、契約内容の遵守状況について報告を求
める規定を盛り込むとともに、行政機関等及び
地方公共団体等において必要があると認めると
きは委託先に対して実地の調査を行うことができ
る規定等を盛り込まなければならない。

ること、委託先に対して実地の監査、調査等を行
うこと等により、委託契約で盛り込んだ内容
の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の
見直しを検討することを含め、適切に評価する
。

(注) [略]

2 [略]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

(注) [同上]

2 [同上]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

<p>第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定 個人情報提供制限 (関係条文) [略]</p>	<p>第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定 個人情報提供制限 (関係条文) [同上]</p>
<p>1 提供の求めの制限 (番号法第15条) 何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し 特定個人情報の提供を受けることができる場合を 除き、他人^(註)の個人番号の提供を求めてはなら ない。</u></p> <p>* 行政機関等及び地方公共団体等は、給与の源 泉徴収事務を処理する目的で、給与受給者であ</p>	<p>1 提供の求めの制限 (番号法第15条) 何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し 特定個人情報の提供を受けることができる場合を 除き、他人^(註)の個人番号の提供を求めてはなら ない。</u></p> <p>* 行政機関等及び地方公共団体等は、給与の源 泉徴収事務を処理する目的で、給与受給者であ</p>

る職員に対し、個人番号の提供を求めるとことなる。一方、職員の人事評価等を管理する目的で、個人番号の提供を求めなければならない。

(注) [略]

2 [略]

第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定
[略]

る職員に対し、個人番号の提供を求めるとことなる（番号法第19条第3号に該当）。一方、職員の人事評価等を管理する目的で、個人番号の提供を求めなければならない。

(注) [同上]

2 [同上]

第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定
[同上]

[A～C 略]

- D 個人情報ファイル簿の作成及び公表（行政機関個人情報保護法第11条）
- a 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第1項）

行政機関の長は、行政機関個人情報保護法施行令第10条で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

[A～C 同上]

- D 個人情報ファイル簿の作成及び公表（行政機関個人情報保護法第11条）
- a 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第1項）

行政機関の長は、行政機関個人情報保護法施行令第7条で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

[一～五 略]

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 [略]

八 [略]

九 [略]

十 その他行政機関個人情報保護法施行令第11条で定める事項

[b・c 略]

[E・F 略]

[一～五 同上]

[六を加える。]

六 [同上]

七 [同上]

八 [同上]

九 その他行政機関個人情報保護法施行令第8条で定める事項

[b・c 同上]

[E・F 同上]

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置
(行政機関等・地方公共団体等編)

2 講ずべき安全管理措置の内容

[略]

B 取扱規程等の見直し等

1 A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければならない。

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置
(行政機関等・地方公共団体等編)

2 講ずべき安全管理措置の内容

[同上]

B 取扱規程等の見直し等

1 A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければならない。

<p>特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持ち出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要である。</p>	<p>特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要である。</p>
<p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * [略] * [略] <p>Ｃ 組織的安全管理措置</p>	<p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * [同上] * [同上] <p>Ｃ 組織的安全管理措置</p>

[略]

b 取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する。記録については改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。

[同上]

b 取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、特定個人情報等のアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

《手法の例示》

* [略]

• [略]

• 書類・媒体等の持ち運びの記録 →

「持ち運び」については、2E.c 参照

• [略]

• [略]

• [略]

《手法の例示》

* [同上]

• [同上]

• 書類・媒体等の持ち運びの記録

• [同上]

• [同上]

• [同上]

※ 情報システムの利用状況等の記録に関

する分析等としては、ログイン実績、ア

クセスログ等を定期に及び必要に応じ随

[加える。]

時に分析することが考えられる。また、ログと関連する書面の記録を照合し、確認することが考えられる。→2F c 参照

- e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
監査責任者（地方公共団体等においては相当する者）は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び他部署等による点検を含む。）を行い、その結果を総括責任者（地方公共団体等においては相当する者。以下同じ。）に報告する。

- e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
監査責任者（地方公共団体等においては相当する者）は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括責任者（地方公共団体等においては相当する者。以下同じ。）に報告する。

総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。

D 人的安全管理措置

[略]

b 事務取扱担当者等の教育

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要

総括責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。

D 人的安全管理措置

[同上]

b 事務取扱担当者等の教育

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要

な教育研修を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を行う。

前記教育研修については、教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な

な教育研修を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の

措置を講ずる。

なお、サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第29条の2、番号法施行令第30条の2）。

必要な措置を講ずる。

なお、サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第29条の2、番号法施行令第30条の2）。

- [略]
- [略]
- [略]

E 物理的安全管理措置

[略]

- [同上]
- [同上]
- [同上]

E 物理的安全管理措置

[同上]

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム (サーバ等) を管理する区域 (以下「管理区域」という。) を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域 (以下「取扱区域」という。) を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。

また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。

行政機関等は、管理区域のうち、基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理す

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。

行政機関等は、管理区域のうち、基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理

る場合には、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を講ずる。地方公共団体等は、次の①及び②に掲げる項目を参考に、適切な措置を講ずる。

[①・② 略]

- 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム

する場合には、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を講ずる。地方公共団体等は、次の①及び②に掲げる項目を参考に、適切な措置を講ずる。

[①・② 同上]

- 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム

端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。

取扱規程等の手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講ずる。

「持ち運ぶ」とは、特定個人情報等を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、庁舎内での移動等であっても、特定個人情報等の紛失・盗難等に留意する必要がある。

端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。

取扱規程等の手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講ずる。

《手法の例示》

- * 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法としては、持ち出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

* [略]

《手法の例示》

- * 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

* [同上]

F 技術的安全管理措置

[略]

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

《手法の例示》

* [略]

- ③ 特定個人情報ファイルを取り扱うこ

F 技術的安全管理措置

[同上]

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

《手法の例示》

* [同上]

- ③ 個人番号と紐付けてアクセスできる

とのできる情報システム端末等を限定する。

・ 各情報システムにおいて、アクセスすることのできる特定個人情報ファイルを限定する。

- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]

○ 不正アクセス等による被害の防止等

情報の範囲をアクセス制御により限定する。

・ 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等を、アクセス制御により限定する。

- ・ [同上]
- ・ [同上]
- ・ [同上]
- ・ [同上]

○ 不正アクセス等による被害の防止等

情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

《手法の例示》

情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

《手法の例示》

* [略]

* 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認することが考えられる。

[削る。]

* [略]

* 定期に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する

* [同上]

* 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入することが考えられる。

* 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認することが考えられる。

* [同上]

* 定期に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する

<p>ことが考えられる。→2Cb参照</p> <p>※ [器]</p> <p>※ [器]</p>	<p>ことが考えられる。</p> <p>※ [同上]</p> <p>※ [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。